

子どもたちが安全にインターネットを利用できる環境を

インターネット上には有害情報がいっぱい!

ダイエット ●▲■
 特価 ¥9,800



輸出元: USA
 オススメ度: ★★★★★
 即効性: あり
 使用例: 1日合計8カプセル

ダイエット●▲■について:
 米国品名「食欲抑制系痩身剤」。日本の店頭で発売されている同名製品は、成分が変更されているため使用感が薄い。元ミス・アメリカが1ヶ月に9kgダイエットに成功してから話題になった逸品。基本的には食欲を抑制するものだが、脂肪の蓄積を防ぐシトリマックス、脂肪を燃焼するエル・カルミティーナ、強力な脂肪を分解するリポトロックスも豊富に含まれている。100種類に近いミネラル・ビタミンが含まれているため、ダイエット中に体調を壊す心配もない。

完全無料
 0円

きっと見つかる
 素敵な出会い



デートしましょ♡

不安な要素を全て解消!!
 《携帯番号/個人情報一切不必要》
 《男・女会員とも毎週1,000円分を全員にプレゼントで永遠に¥0》
 《ご自分の名刺作成→無料で検索し放題》
 即日会いたい方々へ話題沸騰の安全サポート

動画500本超
全て無料!!

アダルトビデオ
 アダルト画像
 アダルト動画を多数配信



法規制を逃れて、有害成分を含む薬が脱法ドラッグとして公然と販売されています。子どもがインターネット等のショッピングで購入し、使用しないように保護者の方の注意が必要です。

完全無料といいながらアクセスすると利用料を不正請求されるといった被害が増えています。子どもが興味本位で、あるいはうっかりクリックすると請求されることがあります。

アダルト画像や暴力残虐画像を集めたサイトを偶然みることによって精神的なショックを受けることがあります。普段から子どもがどのようなサイトを見ているか気をつけることが大切です。

フィルタリングソフトとは 有害なサイトの閲覧を制限することのできるソフトです

学校のコンピュータにはフィルタリングソフトが導入され、子どもたちが安全にインターネットが使えるような環境が整っています。ご家庭においてもフィルタリングソフトを導入し、安全に使えるインターネット環境を整えて下さい。

■携帯電話にも同じような機能を各会社が提供しています。それらのサービスを利用して安全に携帯電話を使わせることが大切です。

教えられますが、子どもたちにインターネットや携帯電話のルールやマナー

あなたのお子さんは大丈夫ですか？

ご家庭で、インターネットや携帯電話でやっていいことと悪いことについて話していますか？知らないうちに、犯罪に巻き込まれたり犯罪者にならないように、インターネットや携帯電話の正しい使い方について話し合ってみましょう。

著作権法
 5年以下の懲役又は500万円以下の罰金

無断でコピーしたパソコン用のゲームソフトをインターネットのオークションで販売したとして、著作権法違反の疑いで男子高校生(17)が書類送検された。高校生はこれまでに約300回販売し、計130万円の利益を得ていた。(平成17年11月)

不正アクセス行為の禁止等に関する法律
 (平成13年1月6日施行)
 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

インターネットの会員制ゲームに他人のIDとパスワードを使って参加したとして、21日、不正アクセス禁止法違反の疑いで、専門学校生(24)を逮捕した。同容疑者は、オンラインゲーム運営会社が管理するサーバに、飲食店経営者のIDとパスワードを入力し、計18回に渡り不正アクセスした疑い。(平成17年2月)

刑法(通貨偽造罪)
 無期又は3年以上の懲役

小学生4人がパソコンで作った偽の旧1万円札を文房具店で使ったとして、県警に補導された。調べでは、4人は同じ小学校に通学し、うち1名が自宅パソコンとスキャナで偽1万円札を作った。4人で訪れた県内の文房具店で商品を買おうとして偽1万円札を差し出したところ、店員が偽札に気付いた。(平成17年3月)

刑法(威力業務妨害罪)
 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

男子学生(16)は、インターネットの掲示板に実在の幼稚園を示した上で、「今日、幼稚園の子供を殺害する」と書き込み、幼稚園に園児の安全を確保するための措置を取らせ、もって威力を用いて同園の業務を妨害した。(平成18年2月)

刑法(脅迫罪)
 2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

インターネットの掲示板に知人の女子高校生への集団暴行を呼び掛ける書き込みをしたとして、男子学生(16)を脅迫の疑いで書類送検した。男子学生は、地域を特定して話題を書き込む掲示板に接続し、女子高校生の実名を挙げて集団暴行を予告し「やりたいやつは集まれ」などと書き込んだ疑い。(平成17年2月)

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律
 (平成15年9月13日施行)
 100万円以下の罰金

■児童が不正な書き込み行為をしても、罰則の対象
 ■金銭等を示せば、「異性交際」を持ちかけただけで違反
 ■成人・児童に関わらず、罰則の対象

「女子中学生で僕とHしてくれる人いませんか？」 あつし(25歳)

「高校生とHしたい人いませんか？」 byゆみ(17歳)

「お小遣いければお茶してもいいよ！」 byあけみ

「お小遣い付きで、お茶できる高校生を紹介します。」 たかし(23歳)

携帯電話は電話ではありません。携帯電話は小さなコンピュータです。